

令和8年度伊豆大島ジオパーク活動支援事業補助金応募要領

1. 補助の対象事業

補助の対象となる事業は次のとおりです。

(1) 地域資源保全保護事業

- ① 地形・地質の保全
- ② 地域における貴重な生態系の保全
- ③ 歴史的、文化的価値のある建造物や景観の保全
- ④ 地域の歴史・文化に係る無形文化財の保全
- ⑤ その他、東京都大島町長（以下「町長」という）が地域資源の保全に資すると認める活動

(2) 普及・啓発事業

- ① 教育・啓発活動
- ② 伊豆大島ジオパーク認定ブランド等の地場産業の振興に係る活動
- ③ 魅力・価値の発信に係る活動
- ④ その他、町長が伊豆大島ジオパークの普及・啓発に資すると認める活動

2. 補助の対象者

補助の対象となる方と、補助要件は次のとおりです。

(1) 地域資源保全保護事業

対 象 者：伊豆大島ジオパーク地域内において、地域資源の保全を行う個人、グループ、団体及び法人

補助要件：①補助事業年度に留まらず、継続して実施できる体制を整え、一過性の事業とならない計画をたてること。
②高い持続性や地域への保全意識の浸透が見込まれる事業を計画すること。
③新規性の高い事業であることを明確に示すこと。（既に実施されている事業及び、類似する事業は対象外）

(2) 普及・啓発事業

対 象 者：伊豆大島ジオパーク地域内外で、伊豆大島ジオパークの普及・啓発事業を行う個人、グループ、団体及び法人

補助要件：①補助事業年度に留まらず、継続して実施できる体制を整え、一過性の事業とならない計画をたてること。
②事業内容に応じて、科学的・学術的に誤りがないことを事前に調査及び確認を行うこと。
③新規性の高い事業であることを明確に示すこと。（既に実施されている事業及び、類似する事業は対象外）

3. 補助金の額及び補助率

予算の範囲内において、補助対象経費10分の10以内又は10万円のいずれか低い額。(1,000円未満切り捨て) ※年度内1件(地域資源保全保護事業・普及啓発事業のいずれかの1件)

4. 補助金の対象経費・対象外経費

(1) 補助対象経費(例)

費目に関する詳細は、当該補助金交付要綱の別表2をご覧ください。

- ① 保全意識の醸成を促す講演会等の講師に対する謝礼金 等
- ② 生態保護を目的とする企画実施に伴う会場借上げ料 等(構成員が所有するものは対象外です)。
- ③ 事業実施に要する消耗物品、事務用品購入費 等
- ④ 伊豆大島ジオパーク魅力や価値の発信に伴うポスターの印刷費 等
- ⑤ ジオパーク認定ブランドを活用した新たな商品開発費 等
- ⑥ その他調査研究活動に要する経費として町長が認めるもの

※ただし、クレジットカードやポイントカード等の使用によるポイントの取得をしないこと。

(2) 補助対象外経費(例)

- ① 大島町外で発生した宿泊費
- ② 視察や事前打ち合わせ等に要する旅費・宿泊費
- ③ 補助対象となる団体及び関係者に係る人件費
- ④ 菓子折りなどの謝礼品
- ⑤ 備品購入費
- ⑥ レンタカー等の移動に伴う燃料費
- ⑦ 成果物等の権利が委託先に帰属する契約
- ⑧ クレジットカードや電子マネー等による支払いや、ポイントカード等によるポイントの取得をした経費

5. 事業対象期間

交付決定の日から翌年2月末日までとします。

なお、**交付決定以前に生じた経費は対象外**となりますのでご注意ください。

6. 応募の方法

下記のとおりご応募ください。

(1) 提出物

- ① 伊豆大島ジオパーク活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号) 1部
- ② 事業計画書(別添1(様式第1号)附属) 1部
- ③ 収支予算書(別添2(様式第1号)附属) 1部
- ④ グループ・団体等の概要(別添3(様式第1号)附属) 1部 **※任意団体のみ**
- ⑤ グループ及び団体は名簿、会則等の写し、法人は登記簿の写し、個人事業者は開業届の写し 1部
- ⑥ その他、町長が必要と認める書類 1部

※⑥は申請書類提出後に別途町より依頼があった場合にご対応ください。

(2) 提出先

〒100-0101 東京都大島町元町1-1-14
東京都大島町役場観光課ジオパーク推進係宛

(3) 提出期限

令和8年6月5日（金曜日）17時15分必着

※郵送または直接窓口へお持ち込みください。また、記載内容の不足の場合には受理の扱いとなりませんので、早めの提出をお願い申し上げます。

7. 審査

提出書類の内容について町長が審査し、採択の可否を決定します。なお、審査の過程及び結果についての質問は一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

審査が終了した翌日から令和8年6月26日までの間に補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号又は2号の2）により通知します。

8. 事業の変更及び中止

決定通知を受けた後、計画に変更又は中止がある場合は変更交付申請書等の書類提出が必要となります。なお、大幅な内容変更については、交付の決定を取り消す場合があります。

9. 実績報告等

事業終了後、速やかに下記書類を提出してください。

- ① 伊豆大島ジオパーク活動支援事業補助金実績報告書（様式第7号） 1部
- ② 事業報告書（別添1（様式第7号）附属） 1部
- ③ 収支決算書（別添2（様式第7号）附属） 1部
- ④ 成果物の写し及びデータ提出 1式
- ⑤ 事業の実施状況がわかる写真及び資料及びデータ提出 1式
- ⑥ 根拠となる領収証及び契約書等の写し 1部

10. 補助金額の確定

実績報告書等の提出書類を審査のうえ、補助金額を確定し、補助金額確定通知書を代表者宛てに通知します。

11. 補助金の支払い

補助金額確定通知書を受領後、補助金請求書を提出してください。なお、事業完了前に補助金の交付を受けようとする場合は補助金交付概算払申請書（様式第3号）に根拠となる見積書等を添付し提出してください。

12. 事業成果の公表

補助金の支払い後、実績報告にて提出を受けた成果の内容や、実施状況がわかる写真、資料等について、伊豆大島ジオパーク推進委員会のホームページでの公表や、拠点施設でのパネル展示、SNS等を用いた広報を実施いたしますので、あらかじめご了承ください。

13. 事業実施等に関する留意点

- ① 事業を実施するにあたり、広く参加が可能な内容の場合には、当ジオパークにおける広報も検討いたしますので、予めご連絡ください。
- ② 補助金を受けて実施する事業は、一過性の事業とならないよう継続的な実施体制の構築と計画を立ててください。
- ③ 科学的、学術的な内容が含まれる場合には正確な裏付けの調査・確認等を事前に行ってください。

14. その他

- ① 補助金の申請にあたっては、必ず「伊豆大島ジオパーク活動支援事業補助金交付要綱」をご覧ください。
- ② 事業の成果について宣伝・周知をする場合には、費用の一部に当該補助金を充てた旨を明記してください。
- ③ 当該補助金を活用した翌年度に所属先及び連絡先が変更となる場合には、必ず当事務局へお知らせください。

その他不明の点がありましたら、事務局までお問い合わせください。

【問い合わせ】

〒100-0101 東京都大島町元町 1-1-14
大島町役場観光課ジオパーク推進係
(伊豆大島ジオパーク推進委員会事務局)
TEL : 04992-2-1446 / FAX : 04992-2-1371
Mail : c010601@town.tokyo-oshima.lg.jp